（注１）　「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。
（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。
（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。
（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間
平成22年８月24日から平成22年９月７日までの15日間

４　処分の原因となった事実　同社は、他の事業者と共同して、遅くとも平成13年４月１日以降（近畿地方整備局発注工事については、遅くとも平成12年４月１日以降）、関東地方整備局、近畿地方整備局及び福島県が一般競争等の入札の方法によりプレストレスト・コンクリート工事として発注する橋梁の新設工事において、受注価格の低落防止を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。これらが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第35号）による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成16年10月15日に同法第48条第２項の規定に基づく勧告を受けた。これを不服として応諾せず審判が行われていたが、同社は同意審決の申出を行い、平成22年５月26日に公正取引委員会から同法第53条の３の規定に基づき同意審決を受け、当該審決が確定した。
このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年８月 23 日
中部地方整備局長　富田　英治

１　処分をした年月日　平成22年８月９日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社安部日鋼工業　髙橋　泰之　岐阜県岐阜市六条大溝三丁目13番３号　国土交通大臣許可（特―19）第2632号
３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び福島県における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。
（注１）　「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。
（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。
（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。
（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間
平成22年８月24日から平成22年９月７日までの15日間

４　処分の原因となった事実　同社は、他の事業者と共同して、遅くとも平成13年４月１日以降（近畿地方整備局発注工事については、遅くとも平成12年４月１日以降）、関東地方整備局、近畿地方整備局及び福島県が一般競争等の入札の方法によりプレストレスト・コンクリート工事として発注する橋梁の新設工事において、受注価格の低落防止を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。これらが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第35号）による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成16年10月15日に同法第48条第２項の規定に基づく勧告を受けた。これを不服として応諾せず審判が行われていたが、同社は同意審決の申出を行い、平成22年５月26日に公正取引委員会から同法第53条の３の規定に基づき同意審決を受け、当該審決が確定した。
このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 22 年８月 23 日
近畿地方整備局長　上総　周平

１　処分をした年月日　平成22年８月９日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社日本ピーエス　室　　孝士　福井県敦賀市若泉町３　国土交通大臣許可（特―18）第231号
３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域内における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。
（注１）　「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。
（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年７月30日法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。
（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。
（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間
平成22年８月24日から平成22年９月７日までの15日間

４　処分の原因となった事実　同社は、関東地方整備局及び福島県が競争入札の方法により発注するプレストレスト・コンクリート橋梁工事については遅くとも平成13年４月１日以降、近畿地方整備局が発注する前記工事については遅くとも平成12年４月１日以降、受注価格の低落防止を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していた。これが、平成17年法律第35号による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年４月14日法律第54号）第２条第６項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第３条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成16年10月15日に同法第48条第２項の規定に基づく勧告を受けた。これを不服として応諾せず審判が行われていたが、同社は同意審決の申出を行い、平成22年５月26日に公正取引委員会から同法第53条の３の規定に基づき同意審決を受け、当該審決が確定した。このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。